

はじめに



栃木市は、平成30年に「栃木市障がい福祉プラン」を策定し、「すべての人が いきいきと暮らせる やさしさあふれるまち とちぎ」を基本理念に、障がい福祉の推進を図ってまいりました。

福祉の持続可能性を踏まえ、自助・互助・共助・公助のバランスと充実を念頭に、障がいのある人もない人も共に支え合い、すべての市民が安心して暮らしていける共生社会の実現を目指しています。

平成31年4月には、県内自治体に先駆けて「栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消に向けての必要な事項、障がいの特性に応じた情報保障や差別に関する問題解決に向けた手続きなどを定め、同時に「栃木市手話言語条例」を施行し、手話に対する理解の促進と手話の普及を進めるため、窓口到手話通訳士を配置しました。

さらに、令和元年7月には、全国でも珍しい取組みである障がい者の一人暮らし体験事業をスタートさせ、同年8月には「栃木市つながる安心まるわかりブック」を作成し、医療的ケアが必要な方のために情報発信をしています。

近年の急激な社会環境の変化により、人々の暮らしの中で、様々な生活課題が絡み合い、複雑化し、障がい者・高齢者・児童や女性等の単一の制度や施策による対応では解決困難なものが増え、多機関協働による包括的な相談支援が必要になってきました。

本計画は、6年間の期間で策定された「栃木市障がい福祉プラン」の後期3年間の目標値を示しています。障がい児者を取り巻く環境の改善・充実を図り、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮が実践できるような取組みに発展するように努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました栃木市社会福祉施策推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や計画策定にご協力をいただきました多くの市民の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

栃木市長 **大川 秀子**

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 障がい福祉計画基本指針の見直しのポイント.....	5
第 2 章 障がいのある人等の状況	8
1 栃木市の現状.....	8
2 障がい福祉計画（第 5 期計画）・障がい児福祉計画（第 1 期計画）の達成状況 の点検及び評価.....	17
第 3 章 計画の基本的な考え方	21
1 障がい者施策の基本理念.....	21
2 計画の基本方針.....	21
3 成果目標と活動指標.....	23
第 4 章 障がい福祉サービス等の見込み	31
1 障がい福祉サービスの体系.....	31
2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	33
3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	40
4 地域生活支援事業の利用見込み.....	42
5 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑 な実施を確保するために必要な事項.....	51

第5章 計画の推進..... 52

- 1 計画の推進体制..... 52
- 2 計画の進行管理..... 52

資料編 53

- 1 アンケート結果からみえる現状..... 53
- 2 パブリックコメント（概要）..... 72
- 3 栃木市社会福祉施策推進委員会 開催状況..... 73
- 4 障がい者福祉専門部会 開催状況..... 73
- 5 栃木市社会福祉施策推進委員会規則..... 74
- 6 栃木市社会福祉施策推進委員会 委員名簿..... 76
- 7 障がい者福祉専門部会 委員名簿..... 78